

	ご意見およびご提案の内容	対応に関する回答
①	<p>代議員選挙規則案第4条などに記載されている「地区」について、再検討すべきではないか。かなり以前からの区分が踏襲されており、会員規模を反映した代議員が選出されない懸念がある。</p>	<p>ご指摘の通りかと思えます。理事会の中にもそのような意見がありましたので、この機会に地区割の見直しをしたいと思えます。ただし、簡単なことではありませんので、まずは今年度(2018年度)の大会での総会に向けて、できるかぎり会員諸氏のご意見を集めながら、新しい地区割案を検討したいと思えます。大会時の総会でも会員からご意見をいただければと思えますので、総会への積極的な参加をお願いします。幸い法人としての設立は1年後の2019年度大会時を予定しておりますし、最初の代議員選挙が行われるのは、さらに1年後の2020年度の予定ですので、検討の時間は十分であると判断しております。ご意見のある方は、随時事務局宛にご連絡いただければ幸いです。</p>
②	<p>定款案第3条の法人の行う事業について、「(5)他学会・研究団体との連絡・連携、(6)海外学会との連絡・連携」とありますが、海外の研究団体が含まれるかどうか不明確であり、冗長にも思えますので、「(5)日本国内および海外の学会・研究団体との連絡・連携」として(6)を削除してはどうか。</p>	<p>ご意見の通り修正したいと思えます。</p>
③	<p>定款案第3条の2「前項の事業は本邦及び海外において行うものとする」とあるが、現在の日本社会学会は日本国籍保持者だけではなく、それを持たない会員も差別なく受け入れています。会員のアイデンティティとして唯一の「本邦」が存在するとのは無理があるのではないかと思います。よって「本邦」を「日本国内」に改めてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見の通り修正したいと思えます。</p>
④	<p>代議員選挙において、性的マイノリティの方については別途考えるとしても、男女比が半々になるように投票すべきではないか。大学院生、非常勤講師の方々についても全体の1割になるように投票するようにはどうか。役員候補者選出規定についても、同じ理由から男女比が半々になるように選出するとはどうか。社会学会がより多様な意見を取り入れた学会になればと祈念しております。</p>	<p>おっしゃるように日本社会学会が多様な意見を取り入れた学会になることについては思いを同じくしていますが、現時点で男女比が半々になるように割り当てるのが適切であるかは判断のむずかしいところです。とりあえず代議員選挙の際には、会員全体の男女比を明示し、これに配慮した投票を呼びかけることを検討したいと思えます。大学院生や非常勤講師の方々の占める割合については、正確な数値を示すことができないので、立候補制度を活用していただくことや、大学院生や非常勤講師の方が代議員になることも考慮すべきであることを呼びかける工夫を考えたいと思えます。具体的には、今年度総会で定款案の概要が承認されれば、それに合わせて法人設立までの1年間に予定されている会則改正にともなう選挙管理委員会規定の中で、よびかけの仕方を考えていきたいと思えます。</p>
⑤	<p>定款案では代議員制に移行して、現在の会員総会から社員総会へ権限が移行することになっています。「会員全員を社員とすることはできないので、代議員制を取ります」とされていますが、「できない」というのは法律上まったく根拠がありません。実際には会員総会が社員総会に相当する権限をもっています。現在の全会員による直接民主主義を否定し、間接的な民主主義を形式的・表面的に整えるようなもので、会員の平等な参画を考えるならば、ありえないことです。現在の学会の健全なあり方を踏襲するなら、全会員が社員となる形態以外考えられません。</p>	<p>おっしゃるように会員全員を社員とすることに法律上の制限はありません。この点説明が不十分でしたが、法人となった場合、社員総会には厳密な定足数の遵守が求められ、委任状を含めても社員の過半数の出席が必要となります。3600名の会員をすべて社員とした場合、1800名以上の出席が必要で、会場施設の点でも、現実的に実施が不可能と判断せざるをえません。そこで代議員制を取らざるをえないというのが実情です。ただし、ご意見にあるように、その結果、会員にとって学会が縁遠いものになることは、われわれも危惧するところです。そこで、あくまで学会としての実質的な決定は、これまで通り大会時の総会を前提とし、そこでの決定にもとづき、社員総会を運営していきたいと考えています。具体的には、大会初日に現在と同様、会員が直接参加できる会員総会を開催し、その決定を大会2日目に行う社員総会で確認するかたちで、法人としての学会を運営していきたいと考えています。これまで通り、直接民主主義の精神を踏襲したまま、法人としての形式を整えられればと望んでおります。</p>